

みやき町狩猟免許取得等補助金

みやき町における有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、有害鳥獣による人的被害、農林水産物等への被害防止を図るため、狩猟免許の取得等にかかる費用を補助します。

区分	種別	対象経費	補助率等
新規取得者	狩猟免許取得	佐賀県猟友会による狩猟免許試験予備講習に要する受講料	100分の100
		鳥獣保護管理法第41条の規定による狩猟免許の申請に要する手数料	
		医師の診断書料金	
	猟銃等所持	銃刀法第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の受講料	
		銃刀法第9条の5第1項の規定による教習資格認定申請に要する手数料	
		火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第17条第1項の規定による猟銃用火薬類等譲受許可申請に要する手数料	
		銃刀法第5条の4第1項の規定による猟銃の操作及び射撃に関する費用	
		銃刀法第4条第1項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可申請に要する手数料	
	狩猟者登録	医師の診断書料金	
		鳥獣保護管理法第55条第1項の規定による狩猟者登録に要する手数料	
その他	猟友会会費 狩猟事故共済普通保険料	100分の100	

採 択 要 件

- ・みやき町住民基本台帳に登録され、補助金の申請時において町税を滞納していない者。
- ・佐賀県猟友会三養基支部に所属し、みやき町が委託する有害鳥獣捕獲業務に5年以上継続して従事することを確約した者。